

平成27年第1回玄海町議会定例会会議録

| | | | | | | |
|--|----------------|-------------------|------------|---------------|-------------|------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成27年3月6日（金曜日） | | | | | |
| 招 集 場 所 | 玄 海 町 議 会 議 場 | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 平成27年3月19日午前9時00分 | 議 長 | 上 田 利 治 君 | | |
| | 閉 会 | 平成27年3月19日午前9時59分 | 議 長 | 上 田 利 治 君 | | |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 席 等の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 席 等の別 |
| | 1 | 井 上 正 旦 君 | ○ | 2 | 山 口 定 君 | ○ |
| ○ 出 席 | 3 | 脇 山 奉 文 君 | ○ | 4 | 池 田 道 夫 君 | ○ |
| × 欠 席 | 5 | 脇 山 伸 太 郎 君 | ○ | 6 | 友 田 国 弘 君 | ○ |
| × 不応招 | 7 | 中 山 昭 和 君 | ○ | 8 | 古 舘 義 純 君 | ○ |
| 出 席 11名 | 9 | 欠 番 | | 10 | 岩 下 孝 嗣 君 | ○ |
| 欠 席 0名 | 11 | 藤 浦 皓 君 | ○ | 12 | 上 田 利 治 君 | ○ |
| 会議録署名議員 | 7 番 | 中 山 昭 和 君 | | 5 番 | 脇 山 伸 太 郎 君 | |
| 地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名 | 町 長 | 岸 本 英 雄 君 | | 副 町 長 | 鬼 木 茂 信 君 | |
| | 教 育 長 | 小 柳 勉 君 | | 会 計 管 理 者 | 池 田 則 子 君 | |
| | 管 理 統 括 監 | 西 立 也 君 | | 政 策 統 括 監 | 池 田 正 彦 君 | |
| | 総 務 課 長 | 右 寺 直 樹 君 | | 財 政 企 画 課 長 | 杉 谷 裕 子 君 | |
| | 税 務 課 長 | 青 木 敏 治 君 | | 住 民 福 祉 課 長 | 松 本 恵 一 君 | |
| | 保 健 介 護 課 長 | 寺 田 美 由 妃 君 | | 産 業 振 興 課 長 | 山 口 清 二 君 | |
| | ま ち づ くり 課 長 | 中 山 昇 洋 君 | | 生 活 環 境 課 長 | 小 山 康 人 君 | |
| | 教 育 課 長 | 井 上 新 吾 君 | | | | |
| 職務のために議 場に出席した者 の氏名 | 事 務 局 長 | 中 村 大 輔 | | 議 会 事 務 局 係 長 | 山 口 照 明 | |

平成27年第1回玄海町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年3月19日 午前9時開議

- 日程1 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第20号 玄海町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第21号 玄海町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 玄海町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第24号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 玄海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 議案第33号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 玄海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について
- 議案第35号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成26年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算
- 議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算
- 日程2 議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算
- 議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算
- 議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程3 議案第49号 有浦中学校校舎解体工事請負契約について
- 日程4 議案第50号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定について

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が2件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によっ

て御了承方お願いいたします。

- 日程 1 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第20号 玄海町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第21号 玄海町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 玄海町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第24号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 玄海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 議案第33号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 玄海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について

- 議案第35号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成26年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算
- 議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算

○議長（上田利治君）

日程1. 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてから議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）まで、議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算、議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算及び議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算までの以上24件を一括議題といたします。

本件につきましては、3月6日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

3月6日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてから議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）まで、議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算、議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算及び議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算までの以上24件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてから議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）まで、議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算、議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算及び議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算までの以上24件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）

議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算

議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算

議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）、議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算、議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算、及び議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算の以上6件を一括議題といたします。

本件につきましては、3月6日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

3月6日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 玄海町敬老年

金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）、議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算、議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算、及び議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算の以上6件につきましては、慎重審議の結果、賛成多数をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本件につきましては、反対討論の申し出がっておりますので、発言を許可します。11番 藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ただいま上程されている6つの議案について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、ほとんど全ての項目で値上げになっています。この条例は27年4月1日から施行されるということですが、わかりやすく言えば、27年度の国保会計の中身を見れば、予算の収支は前年度比で117,000千円の増、したがって、総費用が1,119,000千円となっています。一方、国庫支出金や県支出金、あるいは療養給付費交付金は軒並み減額となっています。その一方で、国保加入者が負担する国保税は27,603千円の増です。181,984千円となっています。さらに問題は、一般会計からの繰入金は前年度より23,867千円の減です。繰入額は148,631千円となっています。介護や後期高齢者などの税金も年金から天引きされ、家計は大変な状況にあります。住民生活を何としても安定させるという立場からも、こういうことはやるべきではありません。

次に、議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例の改定の目的は、これまでの敬老祝い金の支給額を引き下げることにあります。こ

れまで75歳以上から80歳未満の方に対して5千円を支給していましたが、これを2,500円に、80歳以上90歳未満の方に10千円を5千円に、そして90歳以上の方には20千円を10千円にそれぞれ引き下げるものであります。もともとこの敬老祝い金は、今日の社会をしっかりと支えてこられた高齢者に対する感謝の気持ちをあらわすものとして設けられたものです。いつの時代にもこうした高齢者への敬愛の念を忘れてはなりません。玄海町の財政事情はそれほど逼迫しているとは思えません。現状維持を続けるべきだったと思います。

次に、議案第31号（176ページで訂正）平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）については、10款6項1目小・中学校の建設費634,165千円が計上されています。このことについては一貫して反対してきました。その理由もこれまでと同様の理由で反対であります。

また、議案第43号平成27年度玄海町一般会計予算についても、同様の趣旨で反対を表明するものであります。

議案第36号（176ページで訂正）、議案第37号（176ページで訂正）については、これまで述べてきた案件と関連するものでありますので、反対の意思を表明し反対討論を終わります。

○議長（上田利治君）

暫時休憩します。

午前9時16分 休憩

午前9時18分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

先ほど討論の中で申し上げました、31と37が間違っておりましたので……（発言する者あり）

○議長（上田利治君）

暫時休憩します。

午前9時20分 休憩

午前9時21分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

先ほどの討論の中で、46を36と誤って申し上げました。また1つは、47を37と誤って報告しました。以上、46と47に訂正いたします。

○議長（上田利治君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）、議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算、議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算、及び議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算の以上6件は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第49号 有浦中学校校舎解体工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第49号 有浦中学校校舎解体工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第49号 有浦中学校校舎解体工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年3月10日条件付一般競争入札に付した有浦中学校校舎解体工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的としましては、平成27年度電源立地地域対策交付金事業、有浦中学校校舎解体工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札、いわゆる総合評価特別簡易型による契約でございます。

契約金額は、96,120千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市和多田本村1番38号、株式会社中野建設唐津支店、支店長進藤仁氏でございます。

工期につきましては、着工が平成27年4月1日から成工は平成27年7月31日までとしております。

支出科目は、一般会計10款教育費、6項小・中学校費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して、次のとおり計4社の入札参加申請がありました。会社名としましては、株式会社中野建設唐津支店、唐津土建工業株式会社、株式会社富士建設、株式会社ナラタの計4社ございました。

今回、総合評価による入札であり、最高成績は1,258.426点ございました。なお、予定価格に対する落札率は92.45%でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま解体工事の説明がございました。まず、4カ月間という長期間にわたっての期間なんですけれども、みらい学園が4月1日から開校するというので、4カ月の間、防音対策は、物すごく生徒たちにとっては音が出るんじゃないでしょうかと思っているんですけれども、その防音対策についてどのような対策で解体をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

防音対策について、私も詳細にここで答弁できませんので、まちづくり課長に答弁させます。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

防音対策につきまして御説明を申し上げます。

今回の解体工事におきましては、旧校舎の西側と新校舎の東棟が近接しておりまして、工事用機械や解体作業に伴う騒音につきましては防音対策が必要だと考えております。

議案に添付しております平面図により仮設設計について御説明させていただきます。図面のほうをお開きください。

冒頭で申しましたとおりに、新校舎の東棟と旧校舎の西側の接近しているところの間に、オレンジ色で示しております部分につきましては、防音パネルを設置しておりまして、残りの校舎の周りにつきましては、緑色と青色で示しております部分に防音シートを設置する計画でございます。

防音対策につきまして、音を完全に遮断するというのは不可能でございます。防音パネルにより音を小さくする効果、音の周波数によって異なりますけれども、18から23デシベル小さくする効果がございますので、学校生活や授業に影響がなるべく少ないようにしております。しかしながら、生徒・児童によって個人差はございますので、現場作業に入ると不都合が生じた際には工程会議、また学校側との打ち合わせや協議を行って、細心の注意を払いながら進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

今、防音パネルを設置をして解体工事を進めるという説明がございましたけれども、何せみらい学園は新しい出発の時期でもありますし、特に建物が鉄筋コンクリートのために、それを壊すときには今の工法でやればかなり音が出るんだろうと思っておりますので、この期間はぜひ夏休みを利用して解体していただければ子供たちは授業とか——部活とかなんとかはやりませうけれども、ぜひそういう夏休みを利用して大きい音が出るときにはやっていただくように要望いたします。

続きまして、今、図面の赤い部分を全部解体するというので理解してよろしいですか。

その中でかなりあそこの中には植木等がございます。その植木もいろいろ記念樹とかなんとかあると思いますけれども、その植木はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

まず、私のほうから、冒頭おっしゃられました工期について御説明申し上げます。

今、騒音が発生するというようなことで、友田議員さんからは夏休み中に行ってほしいというようなことですが、今、議案の説明のほうで町長のほうからも述べられましたように、工期といたしましては7月末を目途といたしております。それにつきましては、いろいろおっしゃられますような騒音的なこともございます。ございますからこそ、先ほどまちづくり課長のほうからも申し上げましたように遮音パネル、または防音シートで覆いをして音の発生を極力抑えていくというような工法をとらせていただきます。また、重ねて申し上げましたように、それでも障害があるというようなことにつきましては、工法の変更等についても検討をさせていただきたいということで考えております。

なおまた、今、校舎、体育館の建設が終わりましたが、その建設のための以前の体育館、プールの解体工事の際にもこういった工法等をとらせていただきました。そういったことで御理解いただきたいということでお願いいたします。

植栽等につきましては、まちづくり課長のほうから御答弁申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

そういった植栽につきましては具体的に決まってはございませんが、学校等と話し合いながら移設のほうも考えていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

解体工事は統括監のほうから詳しく説明がございましたので、ひとつなるべく影響がないような解体工事を要望いたします。

それから、植木、植栽については学校側と相談するという事だったんですけども、やはりこれを見ますと運動場側ですね。赤いところは植栽だろうと思います。でしょう。こういうものは何か解体じゃなくて処分するようなことを私は理解しておるんですけども、ここにはすばらしい植木があるんですよ。これ植木も入っているんじゃないですか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

外構という部分で、ここの分も数量として入ってございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

植木は何十年とかかっているんですよ。今、私が言ったように記念樹も必ずあると思うんですよ。だから、卒業した子供たちが帰ってきたら植木がなくなってしまうというあれはいけないだろうと思いますので、緑は絶対こういう立派な校舎の周りには植木は要るんですよ。だから、この植栽、記念樹等々は全部全て周りに植栽するようにお願いしたいと思いますけれども、特に私は記念樹はあるだろうと思いますので、やはり見学に来たOBたちが何もかもなくなっておったというのは寂しい思いはだめだろうと思いますので、特に植木は何十年とこの周りに立っておりますので、ぜひ残していただくような方法をとっていただきたいと思いますけれども、どんなものでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

植栽については、今、友田議員さん御指摘をいただいた部分、大事なやはり植栽については十分にその点も配慮して解体業者さんと十分に話をしながら、学校の意見も聞きながら、残せるものについては残していくよう努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

工期、先ほど友田議員が質問されまして、政策統括監から答弁いただきました。これ見て

私も思ったのが、4月1日から7月31日ですが、後のプール建設とグラウンド整備の工程等もあって、いろんなかみ合わされてそうされたのかもしれませんが、一月ずらすと夏休み期間中になって、ほとんど5月から始めれば子供たちの最初に入學したばかりの1カ月間は余り騒がしくなくて授業のほうに専念されるのではないかなと、そんなふう思ったんですが、やはりそういった意味では7月31日、私は8月31日となったほうがいいかなと思ったんですが、その点について御答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

脇山議員さんがおっしゃられますように、1カ月間おくらせれば相当の部分夏休み中で障害なくというようなことでございます。我々サイドといたしましても、そういうことも当然検討させていただきました。しかしながら、今、脇山議員さんからおっしゃっていただいたことで大変恐縮ではございますが、御存じのとおり、後のプールの建設であつたりグラウンドの整備であつたりということを考慮いたしますというと、どうしてもこの時期にやらせていただきたいということでお願いしているところでございます。

先ほどの答弁と重なりますが、おっしゃられる、御心配になっておられる騒音等につきまして安全対策等については、それを最優先にやっていただくというようなことで御理解を賜りたいと思います。どうも申しわけございません。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

わかりました。私たちも現在の有浦、今、有徳小学校ですが、建設中は大変やかましい中に約1年間はずっと授業した経験がありますので、できるだけ授業中に建設工事の音がないほうがやはり学業に専念するに当たってはそれがいいと思って質問させていただきました。

それから、2番の契約方法です。条件付一般競争入札、総合評価特別簡易型となっております。4社の中で先ほど町長説明されました評価点と落札率、この中野建設さんが1番で落札となられた内容として、ほかの3社と違った優位な面、もちろん落札率等々あると思います。また、評価点等あると思いますが、どういった面でこの中野建設さんに決まったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

それでは、入札の経過とといいますか、結果について御説明申し上げます。

先ほど中野建設唐津支店さんでございますけれども、応札額は89,000千円、技術評価点が112点でございます、それを評価値にいたしますと、先ほど申しましたように1,258.426ということでございます。

それと、次点の唐津土建工業さんにつきましては、応札額95,000千円、技術評価点105点、評価値が1,105.263でございます。

あと2社につきましては、1社が入札保証金の不足ということで応札については無効、また、あと1社につきましては、最低制限価格をこの入札には設けておりましたけれども、最低制限価格以下ということで無効としております。

それと、先ほど技術評価点の話でございますけれども、技術評価点は無効となりました2社も105点ということでございました。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

技術評価点も落札率もほかの会社と比べてよかったということですね。この金額は消費税込みの金額ということで、89,000千円落札でこの金額ということみたいです。それは理解できました。

あと今度は工事に関しまして通学路と工事車両の進入、そういったところはどんなふうになるんですかね。学童が通学する分と工事車両が多分、学校の東側土手あたりのほうにトラック等とか大きな建設機械等が入ると思うんですから、そういった面はどんなふうになるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

済みません。先ほど御説明申し上げました応札額というのは税抜きで金額でございますので、よろしく願いいたします。

工事車両の進入口につきましては、この図面の右のほうにあります町道中学校線を進入口のほうにしておりますので、この間につきましては通学路としては外していただいて通学はしていただくということで安全確保をしていきたいというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ということは、新田、金の手ですかね、あそこの仮屋橋のところの四つ角からの進入はなく、南側、西床屋さんあたりからほとんどの車両は進入、搬出をするということですね。グラウンドなんかには工事車両等とかは通らないわけですか。どんなですか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

先ほど言いましたように、工事等の車両につきましては町道中学校線のほうを通りまして、右下のほうにパネルゲートということで示しておりますけれども、そちらのほうから進入するというので、グラウンドについては使用はしないということで考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

大型トラック、また、ほかの大型車両、解体作業車もその道路を通るという意味だろうと思います。あとこれは補足的な質問ですが、プール建設、グラウンド整備の入札と、あと工事工期、それは大体今後はどんなふうな計画されていますか。そして、大体いつごろそれが終わってしまうのか、それについて答弁願います。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

お答えいたします。

解体工事が、先ほど来申し上げておりますように、7月末までというふうな工期でやらせていただきます。プール建設、グラウンド整備につきましては、当然それが終わってからというようなことになってきますが、入札等についてはその工事期間内でも十分対応できます

ので、そしてまた、終わってすぐ現場着手ともなりませんので、7月の中旬前後に行うようになるかと想定しておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

あと完了期間というのは大体年度末いっぱいなのか、そこら辺だけ答弁してください。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

大変申しわけございません。工期末につきましては年度内いっぱいというようなことで計画させていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

植栽の件は想定してなかったようですけど、予算はこの範囲内で終わるんでしょうか。もし友田議員が言うように記念樹とか、ある程度価値のある植栽がある場合は仮植えをしなければいけませんけど、そうすればそれ相当の1,000千円や幾らはすぐ予算が要るかと思いますが、その辺はどうなるか。

それともう1点は、体育館の横の辺に駐車場に電柱がありますよね。それは何で今度の工事でよけなかったのかなど。あれがあるせいで何台もできる駐車ができないというような、決してここはスペースは広くありませんよね。この電柱の移転等はどうなされますか。それと、もう一方のテニスコートの照明等もいささか邪魔になるかなというふうに思っていましたけど、その辺はどのようにされますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

植栽につきましては、実は私も仕様書を詳細に見ておりませんので、後ほどまちづくり課長に答弁させますけれども、既存の電柱については、私どもも非常に今悩んでいるところでありまして、移転をするほうがいいのか、それとも現況のまま現存をさせておいて、新しく

補正をさせていただいて移転するものか、今、協議をさせていただいているところでございますので、いましばらく4月に入ってからぜひ結論を御報告させていただきたいなと思っております。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

植栽につきましては、先ほど申しましたけれども、協議をしながら、全部ということにはもちろんできないと思いますけれども、できる限り移転できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

できる限りの移設、価値のない普通の雑木みたいなのだったらいいですけど、ある程度、今言われているのは卒業記念の植樹とか、それとソテツなんか価値のある植栽とか、そういうものがこれが校舎の前の部分だけですよね。中庭にも何かありますよね。結構植わっていますよね。そういうものは想定してなかったんだろうと思います。これにある赤い点線でしてある分は今度の工事ではあるでしょうけど、それも移設は想定してなかったろうと思います。想定してないというのは、東京電力のあれで想定してないというのは聞き飽きましたので、移設してまた新しい校舎の周りに植え直すということになれば、それなりの費用が発生すると思うんですよ。今の電柱移設でもそうでしょう。電柱があるのはわかっている、これは邪魔になるというのはわかっている後からまた発生してくる。だから、こういうのはどうするんでしょうか。学校教育課でもそういうことは見てなかったんでしょうね。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

電柱の件につきましては、移設等についてちょっと今後考えさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

大変申しわけございません。植栽につきましては、岩下議員御指摘のとおり、一度撤去し、そして仮植をし、そしてまた植え直すというような作業になってくるかと思えます。おっしゃられましたように、大変申しわけございませんが、想定外ということじゃなくて、その部分について打ち合わせが密に行われていなかったというのは事実でございます。ですから、移設費用等につきましては、今後詰めさせていただきたいと思えます。済みません、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第49号 有浦中学校校舎解体工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第50号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第50号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

提案理由の説明を申し上げます前に、今回の不祥事について、議会の皆様、また町民の皆様に対して、玄海町長としておわびの言葉を申し上げることをお許しいただきたいと思えます。

平成24年度に住民福祉課に在籍をしておりました職員が、障害者総合支援法に基づく介護

給付を受けるための障害支援区分の認定業務において、正式な手続を経ず認定を行っていたことが判明をいたしました。全体の奉仕者として法を守り町民の模範となるべき私たち公務員がこのような不祥事を引き起こしたことで、長年にわたり積み重ねてきた町民皆様との信頼関係を根底から揺るがし、町政運営にはかり知れない影響を与えたことにつきまして、改めて遺憾の意を表すものでございます。

認定を受けられました利用者様を初め、御家族関係者の方々に多大な御迷惑をおかけしましたことに対し、心からおわびを申し上げます。

この不祥事を重く受けとめ、町政に対する信頼を失墜させるとともに、町政運営に混乱をもたらした総括的な管理監督責任として、私は減給10分の1、1カ月、副町長にも減給10分の1、1カ月の処分を科したいと考えております。

本町では、本事案について事実関係を確認し、3月4日、当該職員に対して懲戒処分として6カ月の停職を裁決をし、通告をいたしました。

また、管理監督的立場にあった所属長に対し減給10分の1、2カ月、直属の上司に減給10分の1、3カ月の処分を科し、厳正に対処いたしましたところでございます。

不祥事の背景に共通するのは、法令遵守の不徹底は当然のことながら、漫然と事務を進めてきたことであるというふうに考えております。このことを旨に、私を先頭に職員一丸となって二度とこのような事態を起こさないという気概と、町民皆様から失った信頼を一日も早く取り戻すという強い使命感を持って職務に精励し、危機管理の強化と規範の確立を図るとともに、職員全員が猛省し、襟を正して綱紀粛正と再発防止に努めてまいります。

私自身、本日を機に改めて初心に戻り、日々新たに町政の最高責任者として職責を全うするとともに、たゆまぬ努力を続けていく決意をここにお誓いを申し上げます。

大変申しわけありませんでした。

それでは、議案第50号 玄海町町長及び副町長の給料月額減額に関する特例条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由としましては、町長及び副町長の本年4月分の給料月額をそれぞれ10分の1ずつ減額するため、特例条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、平成27年4月1日から平成27年4月30日までの間における町長及び副町長の給料月額は、玄海町長及び副町長の諸給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同条別表に規定する給料月額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とするも

のでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第50号 玄海町町長及び副町長の給料月額の減額に関する特例条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成27年第1回玄海町議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前9時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会副議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員